

河川及びダム事業の新規事業採択時評価実施要領細目

第1 目的

本細目は、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき、河川及びダム事業の新規事業採択時の評価を実施するための運用を定め、もって適正に新規事業採択時評価を実施し、河川及びダム事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 新規事業採択時評価の対象とする事業の範囲

河川及びダム事業のうち以下の事業を除く全ての事業を対象とする。

- (1) 河川工作物関連応急対策事業
- (2) 河川維持修繕事業及び堰堤維持事業等維持・修繕に係る事業
- (3) 河川激甚災害対策特別緊急事業等の災害に係る事業
- (4) 災害復旧に係る事業

第3 新規事業採択時評価を実施する事業

1 事業評価の単位の取り方

河川事業における新規事業採択時評価の実施単位（以下「評価単位」という。）は、一連の整備効果を発現する区間を基本とする。

ただし、当該評価単位が非常に長大なものとなり一括の評価が困難である場合、同一区間でも整備の目的が異なる場合（例えば、通常改修と内水対策等）等においては、必要に応じて適切に評価単位を分割するものとする。

ダム事業における評価単位については、原則として、事業採択の単位とする。

第4 新規事業採択評価の実施及び結果等の公表

1 新規事業採択時評価の実施手続

(1) 独立行政法人等施行事業の取り扱い

① 独立行政法人水資源機構法（平成19年3月31日法律第23号）第12条第1項第1号に規定する独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）施行のダム事業の取り扱いについては、次のとおりとする。

1) 新規事業採択時評価の実施主体

本省及び水資源機構等とする。

2) 新規事業採択時評価の進め方

新規事業採択時評価に係る資料の作成にあたって水資源機構は関係地方

整備局と十分な調整、協力を行うものとする。

②独立行政法人都市再生機構法（平成19年3月31日法律第19号）第18条第1項第4号に規定する独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）施行の河川事業の取り扱いについては、次のとおりとする。

1)新規事業採択時評価の実施主体

本省及び都市再生機構等とする。

2)新規事業採択時評価の進め方

新規事業採択時評価に係る資料の作成にあたって都市再生機構は関係地方公共団体と十分な調整、協力を行うものとする。

(2)資料の提出先

直轄事業及び水資源機構施行事業（以下「直轄事業等」という。）については新規事業採択時評価に係る資料を本省河川局担当課（以下「担当課」という。）に提出するものとし、補助事業及び都市再生機構施行事業（以下「補助事業等」という。）については新規事業採択時評価に係る資料を当該事業を所管する地方支分部局等（以下「地方支分部局等」という。）を経由して、担当課に提出するものとする。

ただし、補助事業等において地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業（以下「一括配分に係る事業」という。）については、地方支分部局は別紙①により補助金交付等に係る対応方針等を担当課に送付するものとする。

(3)都道府県からの意見聴取について

直轄事業等については、当該事業の予算化について、河川法（昭和39年法律第167号）第60条第1項及び第63条第1項の規定により費用を負担することとなる都道府県の意見を聴くものとする。意見の聴取については本省にて行うものとし、その実施時期は学識経験者等の第三者から構成される委員会等への意見聴取を行う前までに行う。

(4)河川整備計画の策定・変更手続きの活用について

実施要領第4の1(4)の規定に基づき河川整備計画の策定・変更の手続きの活用を図る場合には、実施要領第4の1評価の実施手続の規定に基づき適正に評価を実施するものとする。

第5 新規事業採択時評価の手法

1 新規事業採択時評価の項目

河川及びダム事業については、原則として以下の評価項目に基づいて新規事業採択時評価を実施するものとする。なお、費用対効果分析については、別に定める「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき算定するものとする。

る。

- (1) 災害発生時の影響
- (2) 過去の災害実績
- (3) 災害発生危険度の危険度
- (4) 地域開発の状況
- (5) 地域の協力体制
- (6) 事業の緊急度
- (7) 水系上の重要性（河川事業のみ）
- (8) 災害時の情報提供体制
- (9) 関連事業との整合
- (10) 代替案立案等の可能性
- (11) 費用対効果分析 等

なお、河川及びダム環境整備に係る事業にあつては、上記(4) (5) (6) (9) 及び(11)に加え

- (12) 河川環境等を取りまく状況
- (13) 河川及びダム湖等の利用状況 等

2 新規採択箇所の決定

新規採択候補事業において、上記評価項目ごとの評価結果を踏まえ、総合的な視点から採択優先度を決定するとともに、予算上の制約条件等を考慮の上、新規採択箇所を決定するものとする。

第6 施行

- 1 本細目は、平成21年12月24日から施行する。
- 2 本細目の施行に伴い、平成21年4月1日に改定された「河川及びダム事業の新規事業採択時評価実施要領細目（国河計第117号）」は廃止する。